

教員採用試験を受けました。弘 地で働く方がいいと思い、青森県の 前市内の小学校で約二年間勤務

で、

自分自身のさまざまな可能性

だと思っています。これからも青

森で自分のできることを増やして

青森は挑戦できる場所?

を探りました。今はどこにいても

いきたいと考えています。

憧れがなかったこともあり、それ ならばやはり自分が生まれた土 所を問いません。都会のイメージ ある「きらびやかさ」にあまり 晴 教師という職業は働く場

由は? 大学卒業 後 地 元に戻った理

戦を応援してくれています。 自分で結論を出してから伝えま 暮らしているうちに生活の充実ぶ たように思います。ですが、一緒に したが、やはり納得はしていなかっ が伝わったのか、 今では私の挑

るとわかっていましたから。

結局は

言い出せませんでした。反対され いましたが、退職の時はなかなか が不可欠だったのでよく相談して

合いからの紹介や口コミがあった 入会者が増えていったのも、 拠点を構えることができたのも、 ち上げました。それから一年、活動 り、 もが好きで教師になったこともあ けにもなりました。もともと子ど とで新たな一歩を踏み出すきっか 「カゼハレ子ども応援クラブ」を立 もありましたが、刺激を受けたこ お陰です。これは地元だからこそ な成長を手助けできればと 子どもと触れ合いながら健や

カゼハレ 子ども応援クラブ主宰 かぜはれ しょう た

# 風晴 翔太さん

**PROFILE** 

青森市に生まれ、高校卒業後に北 海道内の大学に進学。教員免許 を取得し、小学校教諭として弘前 で社会人の第一歩を踏み出す。 のちに退職し、現在はNPO法人 あおもりIT活用サポートセンターの スタッフを務めるかたわら、カゼハレ 子ども応援クラブを主宰。

時は、

青森にいる両親からの情報 員採用試験を受け

晴



県内で活躍している 人たちが未来に 継ぎたいさまざまな 「あおもり愛」を

語ります。

ることは考えていませんでした。 にしましたが、その時も青森を出 挑戦したいと思って退職すること したのちに、もっといろんなことに 人生の転機、ご両親には相談し

つながった人た ラインサロンで 代です。オン ながれる時 とでもつ









カゼハレ子ども応援クラブは、「子どもたちのやりたいを引き出す、できるを増やす」 ことを目的に週に2回、体づくりの基礎となるプログラムを提供するスポーツ教室。 モットーは「遊びながら楽しく鍛える」。子どもたちの「楽しかった」「また来るね」が 風晴さんのやりがいになっている。

## ミニ特集】

# 青森県パートナーシップ宣誓制度

県では、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と 選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指して、令和4年2月に 「青森県パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

### パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、 日常生活において協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行って県に宣 誓書を提出し、県がお二人の宣誓を証明する受領証を交付する制度です。

※法律上の婚姻とは異なり、法律に基づく権利や義務は発生しないため、相続や税の控除などの法律 上の効果はありません。

#### 【宣誓はいつでもできますか?】

事前予約が必要です。宣誓希望日の1週間前までに電話やメールなどで希望日 (第3希望まで)をお知らせください。

#### 【プライバシーは守られますか?】

プライバシー保護の観点から、宣誓は個室スペースで行うこととしています。

### 【費用はかかりますか?】

宣誓制度の利用や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に 提出する必要書類の交付手数料は自己負担となります。

### 【宣誓後に利用できるようになる行政サービスなどはありますか?】

受領証を提示することで、県の一部の行政サービスを利用できるようになります。 詳細は県庁ホームページでご確認ください。

パートナーシップ宣誓 事前予約・問い合わせ

青少年・男女共同参画課

【住所】青森市長島1-1-1 県庁北棟7階

【受付時間】平日8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)

【電話】017-734-9228 【FAX】017-734-8050 【メール】partnership@pref.aomori.lg.jp



制度の詳細は(青森県パートナーシップ宣誓制度 〇、検索

青少年・男女共同参画課 ☎017-734-9228

#### ミニ特集2

# ご存じですか?青森県のがん検診ガイドライン

青森県のがん死亡率は年々改善しているものの、17年連続で全国ワーストの 状況です。がんの死亡率を改善するためには、早期発見、早期治療が重要です。 (例:胃がんはステージ [での発見・治療による5年相対生存率が約99%)

県では、令和4年3月に、適切ながん検診事業を進めるためのガイドラインとなる 「青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱」を策定しました。

県民の皆さま、がんによる死亡リスクを減らすため、次の2ステップの行動を 心がけましょう。

## STEP1 「科学的根拠に基づくがん検診※」を継続して受診する

※国内外の複数の極めて信頼性の高い研究結果から、検診による死亡率減少効果 (利益)が明らかであり、偽陽性や過剰診断などのがん検診の実施に伴う不利益が、 利益よりも十分に小さいことが確認されている検診

検診の種類	対象年齢(性別)	受診間隔
子宮頸がん検診	20歳以上(女)	2年に1回
乳がん検診	40歳以上(女)	2年に1回
大腸がん検診	40歳以上(男女)	毎年
胃がん検診 (次のいずれか) ・X線検査 ・内視鏡検査	50歳以上(男女) ※X線検査は当分の間、 40歳以上も可	2年に1回 ※X線検査は当分の間、 毎年も可
肺がん検診	40歳以上(男女)	毎年

## STEP2 検診の結果「要精検(要精密検査)」と判定された場合は、 必ず精密検査を受診する

この2ステップの行動によって

一人ひとりのがん死亡リスクを低減することが、 青森県のがん死亡率の改善につながります。



詳しくは 青森 がん要綱 Q検索

☆ がん・生活習慣病対策課 ☎017-734-9216

